

## 第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務の 公募型プロポーザルの実施について

第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務に係る公募型プロポーザルの  
手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 7 年 1 0 月 3 日

隠岐の島町長 池田 高世偉

- 1、業務名 第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務
- 2、業務内容 別紙「第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務仕様書」  
による
- 3、履行期限 契約締結の日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。
- 4、参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者  
であること。
  - (2) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に定める「第 1 種旅行者」又は  
「第 2 種旅行者」の登録を受けた者であること。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）によ  
る手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (4) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
  - (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に  
規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれ  
らの利益となる活動を行う者でないこと。
  - (6) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
    - (ア) 親会社と子会社の関係
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
    - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
    - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
  - (7) 隠岐の島町内で行う業務打合せや緊急対応のため島根県内に本支店・営業所を有する者  
であること。

### 5、失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務プロポー

ザル実施要領（以下、「実施要領」という。）の記載方法及び提出方法に合致しない場合

- （２）虚偽の内容が記載されている場合
- （３）その他実施要領に違反すると認められる場合
- （４）審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- （５）選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- （６）契約を締結するまでの間に「４、参加資格」の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 6、事務局

隠岐の島町役場 地域振興課 政策企画係内

第17回全国離島交流中学生野球大会実行委員会事務局

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111 直通 08512-2-8570

E-mail : [chiiki@town.okinoshima.shimane.jp](mailto:chiiki@town.okinoshima.shimane.jp)

## 7、実施方法、スケジュール等

「第17回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務プロポーザル実施要領」による。

## 8、評価基準及び評価方法

### （１）審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は第17回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、企画提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

### （２）企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

### （３）評価基準

審査項目及び審査基準については「第17回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務プロポーザル評価要領」に示す。

## 9、実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

#### 10、その他

詳細は「第17回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務プロポーザル実施要領」による。